（木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sを定める件の一部改正）

第四条　木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sを定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一　製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分によるもの　その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあっては、曲げに対する基準強度F_bの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 （表　略） 二～六　（略）	建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_sは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。 一　製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分によるもの　その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあっては、曲げに対する基準強度F_bの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。 （表　略） 二～六　（略）

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第五条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　基準強度 一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ　製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）　その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値 ロ　（略） 表一・表二　（略） 二　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_s並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、それぞれ次に掲げるものとする。 イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材及び同一等級構成集成材並びに集成材規格に規定する化粧ばり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）に規定する構造用単板積層材の規格に適合するＡ種構造用単板積層材及びＢ種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。	第三　基準強度 一　第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次に掲げる木材の種類に応じて、それぞれ次に掲げるものとする。 イ　製材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千八十三号）に適合する構造用製材（ただし、円柱類にあってはすぎ、からまつ及びひのきに限る。）の目視等級区分若しくは機械等級区分によるもの又は無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）　その樹種に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値 ロ　（略） 表一・表二　（略） 二　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度F_c、F_t、F_b及びF_s並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、それぞれ次に掲げるものとする。 イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合する化粧ばり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第一部四・二に規定する構造用単板積層材の規格に適合するＡ種構造用単板積層材及びＢ種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。